

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成23年2月10日から11月7日までの間に348機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成23年12月 8 日

長野県監査委員 吉 澤 直 亮
同 東 方 久 男
同 平 野 成 基
同 田 口 敏 子

平成23年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 実施方針

平成23年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

2 対象年度

平成22年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象機関348機関（普通会計342機関、企業特別会計6機関）について、平成23年2月10日から11月7日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表2のとおりです。

4 実施状況

(1) 普通会計の実施機関342機関のうち、159機関については実地監査を、183機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	75	73	2
現 地 機 関	267	86	181
計	342	159	183

(2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、2機関については実地監査を、4機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	1	1	0
現 地 機 関	5	1	4
計	6	2	4

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 重点監査は、テーマを「庁舎等の管理に係る外部委託について」として実施しました。

工事監査は、重点監査項目を「建設発生土の処理」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、指摘事項はありませんでした。また、指導事項は普通会計・企業特別会計の合計で31件、検討事項は合計で1件ありました。（別表1参照）

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

〔普通会計〕

(単位:件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0	8	0	8
契約事務	0	11	1	12
支出事務	0	5	0	5
補助金事務	0	0	0	0
財産管理事務	0	5	0	5
計	0	29	1	30

〔企業特別会計〕

(単位:件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0	0	0	0
契約事務	0	2	0	2
支出事務	0	0	0	0
補助金事務	0	0	0	0
財産管理事務	0	0	0	0
計	0	2	0	2

【監査結果の区分】

1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの

3 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※【重点監査】【工事監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

普通会計

指導事項

分類	指導事項	課所名																														
収入事務 8件	<p>1 収入未済額の解消に努力を要するもの</p> <p>(1) 県税の収入未済額において、景気低迷の中、個人県民税、自動車税及び不動産取得税などで縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税</td> <td>6,284,697,382円</td> <td>6,849,331,039円</td> <td>△564,633,657円</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(主な内訳)</td> </tr> <tr> <td>① 個人県民税</td> <td>4,360,372,883円</td> <td>4,589,207,011円</td> <td>△228,834,128円</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>② 自動車税</td> <td>908,203,684円</td> <td>1,048,326,405円</td> <td>△140,122,721円</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>③ 不動産取得税</td> <td>386,950,413円</td> <td>543,960,912円</td> <td>△157,010,499円</td> <td>71.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比	県税	6,284,697,382円	6,849,331,039円	△564,633,657円	91.8%	(主な内訳)					① 個人県民税	4,360,372,883円	4,589,207,011円	△228,834,128円	95.0%	② 自動車税	908,203,684円	1,048,326,405円	△140,122,721円	86.6%	③ 不動産取得税	386,950,413円	543,960,912円	△157,010,499円	71.1%	税務課
	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比																											
	県税	6,284,697,382円	6,849,331,039円	△564,633,657円	91.8%																											
	(主な内訳)																															
	① 個人県民税	4,360,372,883円	4,589,207,011円	△228,834,128円	95.0%																											
	② 自動車税	908,203,684円	1,048,326,405円	△140,122,721円	86.6%																											
	③ 不動産取得税	386,950,413円	543,960,912円	△157,010,499円	71.1%																											
	<p>(2) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、一部に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所者負担金</td> <td>74,863,885円</td> <td>70,934,286円</td> <td>3,929,599円</td> <td>105.5%</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>17,575,930円</td> <td>19,863,430円</td> <td>△2,287,500円</td> <td>88.5%</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>252,245,872円</td> <td>233,741,371円</td> <td>18,504,501円</td> <td>107.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比	児童福祉施設入所者負担金	74,863,885円	70,934,286円	3,929,599円	105.5%	児童扶養手当過払返納金	17,575,930円	19,863,430円	△2,287,500円	88.5%	母子寡婦福祉資金貸付金	252,245,872円	233,741,371円	18,504,501円	107.9%	こども・家庭課										
	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比																											
	児童福祉施設入所者負担金	74,863,885円	70,934,286円	3,929,599円	105.5%																											
	児童扶養手当過払返納金	17,575,930円	19,863,430円	△2,287,500円	88.5%																											
	母子寡婦福祉資金貸付金	252,245,872円	233,741,371円	18,504,501円	107.9%																											
<p>(3) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。 〔収入未済の状況〕(滞納繰越分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療系廃棄物等(平成12年度)</td> <td>252,855,389円</td> <td>252,885,389円</td> <td>△30,000円</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>硫酸ピッチ(平成15年度)</td> <td>32,846,734円</td> <td>32,889,734円</td> <td>△43,000円</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比	医療系廃棄物等(平成12年度)	252,855,389円	252,885,389円	△30,000円	100.0%	硫酸ピッチ(平成15年度)	32,846,734円	32,889,734円	△43,000円	99.9%	廃棄物監視指導課																
区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比																												
医療系廃棄物等(平成12年度)	252,855,389円	252,885,389円	△30,000円	100.0%																												
硫酸ピッチ(平成15年度)	32,846,734円	32,889,734円	△43,000円	99.9%																												
<p>(4) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、一部に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>1,004,646,098円</td> <td>970,623,215円</td> <td>34,022,883円</td> <td>103.5%</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>56,612,349円</td> <td>77,779,807円</td> <td>△21,167,458円</td> <td>72.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比	高度化資金貸付金	1,004,646,098円	970,623,215円	34,022,883円	103.5%	設備近代化資金貸付金	56,612,349円	77,779,807円	△21,167,458円	72.8%	経営支援課																
区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比																												
高度化資金貸付金	1,004,646,098円	970,623,215円	34,022,883円	103.5%																												
設備近代化資金貸付金	56,612,349円	77,779,807円	△21,167,458円	72.8%																												
<p>(5) 県営住宅使用料において、現年度分に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。 〔収入未済の状況〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>194,676,138円</td> <td>207,492,386円</td> <td>△12,816,248円</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(内訳) 現年度分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>86,583,521円</td> <td>99,406,742円</td> <td>△12,823,221円</td> <td>87.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">滞納繰越分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>108,092,617円</td> <td>108,085,644円</td> <td>6,973円</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金(契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額)において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比	県営住宅使用料	194,676,138円	207,492,386円	△12,816,248円	93.8%	(内訳) 現年度分						86,583,521円	99,406,742円	△12,823,221円	87.1%	滞納繰越分						108,092,617円	108,085,644円	6,973円	100.0%	住宅課	
区分	平成22年度末	平成21年度末	増減	前年度比																												
県営住宅使用料	194,676,138円	207,492,386円	△12,816,248円	93.8%																												
(内訳) 現年度分																																
	86,583,521円	99,406,742円	△12,823,221円	87.1%																												
滞納繰越分																																
	108,092,617円	108,085,644円	6,973円	100.0%																												

〔収入未済の状況〕					
区 分	平成22年度末	平成21年度末	増 減	前年度比	
損害賠償金	87,077,235円	80,589,303円	6,487,932円	108.1%	
(内訳) 現年度分	9,145,907円	8,407,407円	738,500円	108.8%	
滞納繰越分	77,931,328円	72,181,896円	5,749,432円	108.0%	
(6) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
区 分	平成22年度末	平成21年度末	増 減	前年度比	
高等学校等奨学金貸付金	59,323,435円	43,584,300円	15,739,135円	136.1%	高校教育課
高等学校等遠距離通学費貸付金	23,568,785円	20,238,745円	3,330,040円	116.5%	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,152,000円	948,000円	204,000円	121.5%	
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	121,811,541円	104,912,497円	16,899,044円	116.1%	
2 調定の時期が適切でないもの					
生活保護法第78条の規定による不正受給した生活保護費返還金について、分納誓約に基づき納付書の発行を行ったが、平成23年度4月及び5月分を平成22年度分として調定していた。					諏訪保健福祉事務所
3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの					
姥神トンネル及び権兵衛トンネル内の携帯電話設備に係る道路占用許可を平成18年10月に行ったが、その管理経費である電気料金の徴収に係る調定等の事務処理をしていなかった。 平成22年7月にその事実に関心、過去の電気料金のうち平成20年8月から平成22年3月までの分(金額189,063円)につき一括徴収の手続を行ったが、平成20年7月以前の料金については、時効により徴収できなかった。					木曾建設事務所

分類	指 導 事 項	課所名
契約事務 11件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 指名競争入札により実施した「白衣、検査着等のクリーニング業務委託」(単価契約、予定総額4,494,300円)に係る請負人選定において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による、「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」(昭和59年長野県告示第60号)別表の「その他の契約」欄の等級区分「A又はB」から業者選定を行うべきところを「A、B又はC」で選定を行い、格付「C」の業者と契約を締結していた。	総合リハビリテーションセンター
	(2) 随意契約により実施した「国設八方尾根酸性雨測定保守管理業務委託」に係る2契約(予定価格1,964,634円及び348,799円)について、請負人等選定調書を作成していなかった。	環境保全研究所
	(3) 随意契約により実施した「平成22年度産業廃棄物処理委託」(単価契約、予定総額1,596,000円)について、請負人等選定調書を作成していなかった。	松本建設事務所
	(4) 随意契約により実施した「合併浄化槽維持管理業務委託」(予定価格352,800円)について、請負人等選定調書を作成していなかった。 【重点監査】	高遠高等学校
	(5) 随意契約により実施した「浄化槽維持管理業務委託」(予定価格313,950円)について、請負人等選定調書を作成していなかった。 【重点監査】	駒ヶ根工業高等学校
(6) 一般競争入札により実施した「スクールバス車両管理運転業務委託」(予定価格4,609,500円)について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。	飯田養護学校	

	2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	
	一般競争入札又は指名競争入札により実施すべき「医療廃棄物の収集、運搬、処理業務委託」(単価契約、予定総額4,649,925円)について、随意契約により実施していた。	総合リハビリテーションセンター
	3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 平成22年度森林整備工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	木曾地方事務所(林務課)
	【工事監査】	
	(2) 平成21年度県単砂防工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	犀川砂防事務所
【工事監査】		
(3) 平成21年度県単地すべり対策工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	土尻川砂防事務所	
【工事監査】		
(4) 「自家用電気工作物保守点検業務委託」及び「浄化槽保守点検業務委託」について、長期継続契約の事前協議をせずに契約を締結していた。	上伊那農業高等学校	
【重点監査】		

分類	指導事項	課所名
支出事務 5件	1 職員手当支給の返戻又は追給を要するもの	
	(1) 教育業務連絡指導手当の支給に誤りのあるものがあった。	北信教育事務所
	(2) 多学年学級担当手当の支給に誤りのあるものがあった。	南信教育事務所・飯田事務所
	2 備品購入費の執行が適切でないもの	
	備品購入に際し見積書を徴した結果、備品として管理すべき額未満(1組(個)の取得価格が10万円未満)となったが、需用費へ科目を訂正しないで備品購入費で執行していた。	看護大学
	3 事前審査に関する事務処理が適切でないもの	
	一般競争入札により実施した「スクールバス車両管理運転業務委託」(予定価格4,609,500円)について、出納機関による事前審査がなかった。	飯田養護学校
	4 その他支出に関する事務処理が適切でないもの	
平成16年度以前に発生した所得税等に係る歳入歳出外現金(130,501円)を、払い出していなかった。	須坂看護専門学校	

分類	指導事項	課所名
財産管理事務 5件	1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの	
	備品修繕記録簿の整備をしておらず、修繕をした備品についての記録がなかった。	工業技術総合センター技術連携・総務・材料技術部門
	2 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 障害者自立支援対策臨時特例基金の平成22年5月に生じた利息32,370円につき、当該基金から一般会計に収入する手続及び一般会計から当該基金へ支出する手続において、適正な処理をしていなかった。	障害者支援課
	(2) 雇用創出関係基金の平成22年5月に生じた利息18,930,081円につき当該基金から一般会計に収入する手続及び一般会計から当該基金へ支出する手続をしていなかった。	労働雇用課

	(3) 備品の処分について、不用の決定の手続を行わず処分していた。 また、備品を処分したときは、内部事務システム（物品管理システム）により備品原簿を整理することとされているが、その処理をしていなかった。	諏訪地方事務所 (農地整備課)
	(4) 寄付を受けた備品「排風機」について、物品寄付受納決議書による決議をしていなかった。	環境保全研究所

検 討 事 項

分 類	検 討 事 項	課所名
契約事務 1件	<p>1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>借受不動産借受料の設定について 借受不動産に係る私人等からの借受料の設定については、当分の間、固定資産税の課税標準額に一定の割合を乗じて得た「基準借受料」の範囲で定めた額と規定する一方で、従前から借り受けているものについては、原契約を継続するものと規定されています（昭和52年3月25日付け51管第183号通知）。そのため、評価替えに伴う課税標準額の見直しが借受料に反映されていない事例などが見受けられます。</p> <p>借受料の設定に当たっては、契約時の土地評価を適正に反映したものとなるよう制度のあり方について検討してください。</p>	管財課

企業特別会計

指 導 事 項

分 類	指 導 事 項	課所名
契約事務 2件	<p>1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>「平成22年度菅平発電所取水隧道水位計設置工事」（予定価格3,013,500円）において、工事の積算に用いる機器の単価は、3者から見積書を徴取して決定している。</p> <p>その積算単価の決定に当たっては、設置する機器が、汎用性のない資材であることから、見積書の最低価格を採用すべきであったが、一部の機器において、最低価格を採用しておらず、予定価格の基礎となる積算が適切ではなかった。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	北信発電管理事務所
	<p>2 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>随意契約により実施した「エレベータ保守管理業務」（予定価格640,920円）は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。</p> <p>4者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの3者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。</p>	川中島水道管理事務所

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	普通会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
・収入未済額の解消に努力を要するもの		6		6				
・使用料の算定を誤っていたもの								
・貸付料の算定を誤っていたもの								
・管理経費の算定を誤っていたもの								
・調定の時期が適切でないもの		1		1				
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの								
小計	0	8	0	8	0	0	0	0
2 契約事務関係								
・契約書又は請書が作成されていないもの								
・契約書等の記載内容に不備があるもの								
・随意契約の理由等が適切でないもの								
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの						1		1
・入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		6		6				
・入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの		4	1	5		1		1
小計	0	11	1	12	0	2	0	2
3 支出事務関係								
・職員手当支給の返納又は追給を要するもの		2		2				
・その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
・旅費の返納又は追給を要するもの								
・その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの								
・監督職員と検査職員が同一人であるもの								
・工事変更協議が適切でないもの								
・その他工事に関する事務処理が適切でないもの								
・工事請負費の執行が適切でないもの								
・備品購入費の執行が適切でないもの		1		1				
・需用費の執行が適切でないもの								
・予算執行が効率的・計画的でないもの								
・支出科目が適切でないもの								
・支出負担行為の時期が適切でないもの								
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの								
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
小計	0	5	0	5	0	0	0	0
4 補助金事務関係								
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの								
・補助金実績報告書の提出が遅いもの								
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの								
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの		1		1				
・財産の有効利用等の努力を要するもの								
・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	0	5	0	5	0	0	0	0
合計	0	29	1	30	0	2	0	2

第3 重点監査事項

1 テーマ

庁舎等の管理に係る外部委託について

2 監査目的

現行の「長野県行財政改革プラン」では、民間委託等の外部委託を推進する方針が示されており、その中で庁舎等の管理業務についても委託可能業務を抽出して、条件が整備されたものから順次実施していくこととされています。また、先ごろとりまとめられた「長野県行政・財政改革方針」(仮称)の骨子案においても、業務の民間委託を推進する方向が示されていることから、今後、外部委託の種類及び件数の増加が予想されます。

このため、庁舎等の管理に係る外部委託に関する事務の執行状況について重点的に監査を実施し、今後の事務改善、経費節減に資することを目的としました。

3 監査対象

(1) 監査対象機関

庁舎等(職員が執務を行う場所)の管理のための外部委託を実施している、206機関を対象としました。

(2) 調査対象業務

平成22年度の契約金額又は支払金額が1件当たり10万円以上の庁舎等の管理業務とし、具体的には次に掲げる業務の委託(以下「委託業務」という。)としました。なお、歳出予算科目は「13節 委託料」に限らず、同様の業務内容で「12節 役員費」で執行したのも対象としました。

- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・エレベーター設備保守点検業務
- ・庁舎設備管理業務
- ・電話交換業務
- ・受付業務
- ・自家用電気工作物保守点検業務
- ・空調設備管理業務(運転管理業務・保守点検業務)
- ・消防用設備保守点検業務
- ・自動ドア保守点検業務

(3) 調査方法

書面調査は、平成20年度から平成22年度までの間に各機関が契約を締結した委託業務※について、重点監査調書の提出を求めて実施しました。

また、定期監査における実地調査の際に、契約状況等を調査項目として確認しました。

※ 平成20、21年度における対象業務は、平成22年度で上記(2)に該当する業務と同一の業務とし、契約金額又は支払金額が10万円未満のものを含む。

4 監査結果

(1) 契約状況

平成22年度に契約した委託業務は、206機関で、752件です。業務区分ごとの契約件数、契約額等は、表-1のとおりです。このうち、予定価格が100万円以下の契約は、628件で、全体の83.5%を占めています。この予定価格が100万円以下の契約については、政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができることとされています。

契約の事務手続については、おおむね適切に処理されていましたが、一部の随意契約において請負人等選定調書を作成していなかった機関が見受けられました。

表-1 契約件数・契約額(平成22年度)

(単位:件、%、千円)

業務区分 ※1	契約件数 ※2		うち予定価格が100万円以上の件数		契約額 ※2	
		構成比		全体に占める割合		1件当たり平均契約額
1 清掃業務	112	14.9	68	60.7	222,506	1,987
2 警備業務	83	11.0	50	60.2	217,273	2,618
3 エレベーター設備保守点検業務	55	7.3	47	85.5	38,849	706
4 庁舎設備管理業務	72	9.6	63	87.5	51,073	709
5 電話交換業務	3	0.4	0	0.0	8,158	2,719
6 受付業務	1	0.1	0	0.0	7,634	7,634
7 自家用電気工作物保守点検業務	155	20.6	154	99.4	28,839	186
8 空調設備管理業務	90	12.0	70	77.8	93,460	1,038
9 消防用設備保守点検業務	157	20.9	154	98.1	43,779	279
10 自動ドア保守点検業務	24	3.2	22	91.7	5,092	212
合計	752	100.0	628	83.5	716,663	953

※1 複数の業務を一括で契約している場合は業務区分番号の小さい業務に計上した。(例:電話交換及び受付業務→5電話交換業務に計上)

※2 契約期間が平成22年度を含む複数年のものについては、契約件数は1件とし、契約額は平成22年度支払額を計上した。(※1、2は以下の表において同じ。)

(2) 契約件数等の年度別推移

平成20年度から平成22年度までの契約件数等の年度別推移は、表-2のとおりです。契約件数は増加する一方、1件当たりの契約額は減少している業務が多い状況となっています。また、平均落札率※は、契約件数の多いものの中では、清掃業務及び消防用設備保守点検業務が低い状況となっています。

※ 「落札」には、随意契約における「採用」を含むものとし、「落札率」には随意契約における「予定価格に対する契約額の割合」を含むものとする。(以下において同じ。)

表-2 契約件数・平均契約額・平均落札率の年度別推移(平成20~22年度)

(単位:件、%、千円)

業務区分	契約件数				平均契約額				平均落札率			
	20年度	21年度	22年度	対20年度比	20年度	21年度	22年度	対20年度比	20年度	21年度	22年度	対20年度増減
1 清掃業務	99	104	112	113.1	2,268	2,184	1,987	87.6	82.1	83.8	77.1	△ 5.0
2 警備業務	79	82	83	105.1	2,810	2,625	2,618	93.2	97.6	92.1	89.4	△ 8.2
3 エレベーター設備保守点検業務	50	57	55	110.0	737	617	706	95.8	81.3	79.7	84.8	3.5
4 庁舎設備管理業務	65	65	72	110.8	890	992	709	79.7	95.1	95.2	93.8	△ 1.3
5 電話交換業務	2	2	3	150.0	2,272	2,247	2,719	119.7	87.8	90.1	63.2	△24.6
6 受付業務	1	1	1	100.0	7,560	7,245	7,634	101.0	94.6	91.6	77.3	△17.3
7 自家用電気工作物保守点検業務	149	152	155	104.0	181	180	186	102.8	91.6	92.3	93.1	1.5
8 空調設備管理業務	86	86	90	104.7	1,129	1,125	1,038	91.9	89.4	89.6	86.0	△ 3.4
9 消防用設備保守点検業務	151	151	157	104.0	323	300	279	86.4	82.1	77.4	76.3	△ 5.8
10 自動ドア保守点検業務	23	23	24	104.3	219	216	212	96.8	82.0	81.5	81.8	△ 0.2
合計	705	723	752	106.7	1,065	1,006	953	89.5	88.7	87.5	83.6	△ 5.1

(3) 長期継続契約の状況

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年長野県条例第59号。以下「長期継続契約条例」という。)第2号の規定により、「庁舎の管理に係る契約その他の経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの」については、長期継続契約を締結することができることとされています。契約件数の年度別推移は、表-3のとおりです。

長期継続契約の事務手続については、おおむね適切に処理されていましたが、予算主管課に対して行う事前協議をせずに契約を締結している機関が見受けられました。

また、長期継続契約に関する質疑応答について(平成19年3月1日付け18会第85号通知)において、消防設備点検業務は対象とな

らない旨示されていますが、長期継続契約として契約を締結している機関が見受けられました。

表-3 長期継続契約の契約件数の推移 (平成20~22年度)

(単位:件、%)

業務区分	20年度		21年度		22年度		
		全体に占める割合		全体に占める割合	全体に占める割合	対20年度比(件数)	
1 清掃業務	53	53.5	58	55.8	58	51.8	109.4
2 警備業務	78	98.7	81	98.8	82	98.8	105.1
3 エレベーター設備保守点検業務	49	98.0	52	91.2	54	98.2	110.2
4 庁舎設備管理業務	27	41.5	25	38.5	28	38.9	103.7
5 電話交換業務	2	100.0	2	100.0	3	100.0	150.0
6 受付業務	1	100.0	1	100.0	1	100.0	100.0
7 自家用電気工作物保守点検業務	128	85.9	133	87.5	138	89.0	107.8
8 空調設備管理業務	26	30.2	24	27.9	25	27.8	96.2
9 消防用設備保守点検業務	18	11.9	13	8.6	10	6.4	55.6
10 自動ドア保守点検業務	12	52.2	12	52.2	13	54.2	108.3
合計	394	55.9	401	55.5	412	54.8	104.6

契約期間が平成22年度を含む複数年にわたる契約の状況は、表-4のとおりです。長期継続契約条例の運用(平成18年12月28日付け18会第70号通達)において「役務の提供を受ける期間は、4月1日から1年間とし、(中略)ただし、機器等を設置して役務の提供を受ける契約、複数年とすることで有利となる契約(中略)は3年以内とし、特に必要がある場合はこの期間を超えることができる。」こととされています。

自家用電気工作物保守点検業務において複数年契約とした事例がありますが、明確な理由付けが必要です。

表-4 長期継続契約のうち複数年契約の状況 (平成22年度)

(単位:件、%)

業務区分	契約期間が複数年にわたるもの		左の内訳	
		全体の契約件数に対する割合	3年以下のもの	3年を超えるもの
2 警備業務	42	50.6	19	23
7 自家用電気工作物保守点検業務	2	1.3	1	1
合計	44	5.9	20	24

(4) 契約方法別の状況

契約方法別の契約状況は、表-5のとおりです。随意契約の件数は、600件で、全体の79.8%と高い割合となっています。表-1では、予定価格が100万円以下の契約が628件であることから、そのほとんどが随意契約となっている状況です。

表-5 契約方法別の契約状況(平成22年度)

(単位:件、%)

業務区分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比※
1 清掃業務	41	36.6	6	5.4	65	58.0	112	100.0
2 警備業務	47	56.6	3	3.6	33	39.8	83	100.0
3 エレベーター設備保守点検業務	17	30.9	0	0.0	38	69.1	55	100.0
4 庁舎設備管理業務	6	8.3	1	1.4	65	90.3	72	100.0
5 電話交換業務	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
6 受付業務	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
7 自家用電気工作物保守点検業務	4	2.6	0	0.0	151	97.4	155	100.0
8 空調設備管理業務	16	17.8	1	1.1	73	81.1	90	100.0
9 消防用設備保守点検業務	3	1.9	1	0.6	153	97.5	157	100.0
10 自動ドア保守点検業務	1	4.2	1	4.2	22	91.7	24	100.0
合計	139	18.5	13	1.7	600	79.8	752	100.0

※ 構成比は端数処理の関係上、合計と一致しない場合がある。(以下の「構成比」を含む表において同じ。)

契約方法別の入札等への参加業者数及び落札率は、表-6のとおりです。平均参加業者数では、随意契約が他を下回っている傾向が見られますが、平均落札率では、各契約方法とも業務によるばらつきが見られます。

個別のデータを見ると、競争性の高い業務の場合や前年度の契約業者以外が落札した場合は、落札率の低下が見られます。

表-6 契約方法別の入札(見積)参加業者数・落札率(平成22年度)

(単位:者、%)

業務区分	平均参加業者数			平均落札率		
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
1 清掃業務	7.1	6.2	3.2	77.0	71.5	79.8
2 警備業務	2.8	3.0	1.3	89.6	84.8	88.4
3 エレベーター設備保守点検業務	1.5	-	1.8	85.4	-	83.6
4 庁舎設備管理業務	1.3	9.0	2.1	95.6	98.6	90.7
5 電話交換業務	6.7	-	-	63.2	-	-
6 受付業務	7.0	-	-	77.3	-	-
7 自家用電気工作物保守点検業務	1.8	-	2.0	92.4	-	93.1
8 空調設備管理業務	3.3	6.0	2.5	84.0	83.3	89.1
9 消防用設備保守点検業務	4.0	12.0	3.6	52.9	87.3	79.7
10 自動ドア保守点検業務	2.0	4.0	1.8	51.8	80.8	93.0
合計	4.0	5.9	2.6	83.0	79.1	85.8

契約方法別の落札率の分布は、表-7のとおりです。これによると、競争入札(一般・指名)、2者以上の見積りによる随意契約の場合は、分布が分散している傾向がありますが、1者見積りによる随意契約の場合の分布は、そのほとんどが90%以上に集中しています。1者見積りの場合、契約業者が固定化する傾向が強いことから、前年度実績を根拠とした予定価格を設定した場合、自ずと落札率が高い傾向になります。